

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための  
子の返還手続等の整備に関する個別論点の検討(6)

1 記録の閲覧等

記録の閲覧等については、次の①ないし③及び⑤ないし⑪の規定を置くことを前提として、相手方又は子の住所又は居所に関する④の規定を設けることでどうか。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付（以下「閲覧等」という。）又は子の返還申立事件に関する事項の証明書の交付を請求することができるものとする。
- ② ①は、子の返還申立事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含むものとする。）に関しては、適用しないものとする。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者から①及び②による許可の申立てがあったときは、これを許可しなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、相手方又は子の住所地又は居所地が記載され、又は記録された部分（以下「住所等表示部分」という。）についての閲覧等又はその複製は、③にかかわらず、③の申立てを許可しないものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないものである。
  - 一 当該住所等表示部分の閲覧等又はその複製に対する相手方の同意があるとき。
  - 二 子の返還を命ずる決定が確定した〔後において、申立人が強制執行を申し立てる必要がある〕〔後において、強制執行をするために必要がある〕とき。
- ⑤ 裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社

会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、③及び④ただし書にかかわらず、③の申立てを許可しないことができるものとする。審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に③の申立てを許可することを不相当とする特別の事情があると認められるときも、同様とするものとする。

- ⑥ 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①又は②による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができるものとする。
- ⑦ 裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は子の返還申立事件に関する事項の証明書については、当事者は、①にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができるものとする。
- ⑧ 子の返還申立事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、子の返還申立事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。
- ⑨ ③の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑩ ⑨による即時抗告が子の返還申立事件の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ⑪ ⑩による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

④二は、子の返還を命ずる決定が確定した後においては、申立人が相手方又は子の住所地又は居所地（以下「住所等」という。）を知る必要が生じることがあることから、一定の要件がある場合に閲覧等の不許可事由から除外するものである。

その要件については、「子の返還を命ずる決定が確定したとき」とすることが考えられる。しかし、子の返還を命ずる決定が確定した後も、DV等の危険がなくなるわけではなく、他方で、子の返還を命ずる決定がされた後、常に直ちに住所等を知る必要性が生ずるものではないから、子の返還を命ずる決定が確定したことに加えて、「強制執行を申し立てる必要がある」と認められるときに不許可事由から除外することが考えられる。もっとも、これに対しては、強制執行の申立

てのためには相手方又は子の住所等を知っていることが必ず前提となるとは言えないのではないかと、例えば、申立人が代替執行類似執行を申立て、授権決定を得た後、返還実施のため、申立人が子の住所地に行く必要が生じるなど、申立人が相手方又は子の住所等を知る現実的な必要性が生じた場合に閲覧等を認めることとすれば足りるのではないかと考えられる。このような場合を考えると、子の返還を命ずる決定が確定したことに加えて「強制執行をするために必要があるとき」とすることも考えられる。そこで、両案を亀甲括弧を付して提案するものである。

なお、④のただし書に該当する場合であっても、⑤に記載する事情が認められる場合（注）には、閲覧等を許可しないことができるとする必要があることから、⑤では、③の規律により閲覧等を許可しなければならない場合に加えて、④ただし書の規律により許可しなければならない場合も含めて、一定の事情が認められる場合には、閲覧等を許可しないことができるものとしている。④二の要件は、強制執行の必要性の有無の観点から住所等表示部分の一律非開示の規律を外すものであるとすると、④二の要件を満たす場合にもさらに⑤の要件該当性の判断において強制執行の必要性を含めた諸事情の総合考慮により、開示の当否を判断することとなると考えられるが、④二の要件の該当性の判断と⑤の要件の該当性の判断で考慮要素が重複しないか検討する必要がある。

（注）例えば、子の返還申立事件の審理中、相手方が子が入所している施設の所在地を開示することに同意したとしても、申立人がその施設にその業務平穩を害する方法で押しかけるおそれがあることから、⑤により閲覧等を不許可とすべき場合が考えられる（相手方において、第三者の利益に配慮して同意しないことを必ずしも常に期待できるわけではない。）。

## 2 子の返還を命ずる裁判の実現方法

### (1) 子の返還の強制執行

- ① 子の返還の強制執行は、民事執行法第七十二条第一項の規定により行うほか、債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が債務者の費用で第三者に債務の目的である作為をさせることを決定する方法により行うものとする。
- ② 前項の執行裁判所は、子の返還を命ずる決定（これと同一の効力を有する和解及び調停を含む。④において同じ。）をした裁判所（ただし、高等裁判所又は最高裁判所である場合には、第一審裁判所）とするものとする。
- ③ 子の返還の強制執行に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができ

るものとする。

- ④ ①の強制執行は、子の返還を命ずる決定の正本に基づいて実施するものとする。
- ⑤ 執行裁判所は、①の決定をする場合には、債務者を審尋しなければならないものとする。
- ⑥ 執行裁判所は、①の決定をする場合には、申立てにより、債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ債権者に支払うべき旨を命ずることができるものとする。
- ⑦ 第一項の強制執行の申立て又は前項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

## (2) 間接強制前置

(1)①の強制執行の申立ては、民事執行法第七十二条第一項の決定確定後、〔二週間〕経過後でなければすることができないものとする。

## (3) 〔実施者〕の指定

- ① (1)①の申立ては、債務者に代わって〔子の返還の債務〕〔子が常居所を有していた国に子を返還する債務〕を行う者（以下「返還実施者」という。）となるべき者を特定してしなければならないものとする。
- ② 執行裁判所は、(1)①の決定をする場合には、返還実施者を指定しなければならないものとする。執行裁判所は、①の返還実施者となるべき者を返還実施者として指定することが、子の福祉等に照らして相当でないと判断したときは、申立てを却下するものとする。
- ③ 執行裁判所は、(1)①の決定をする場合には、債務者の子に対する監護を解くために必要な処分を行わせるため、執行官を指定しなければならない。

(注) 返還実施者となるべき者の特定のない申立てについては、却下することができることを前提としている。

## (4) 執行官の権限

執行官は、子の返還の執行に関し、債務者の子に対する監護を解くため、次に掲げる権限を有するものとする。

- ① 債務者に対し、子の監護を解くよう説得することができること。
- ② 債務者の子に対する監護を解くため、債務者又はその補助者（子を除く。

以下同じ。)の抵抗を排除することができること。

- ③ ①又は②の処分をするに際し、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索することができること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができること。
- ④ 相当と認めるときは、返還実施者と子を面会させ、又は返還実施者と債務者を面会させることができること。
- ⑤ 相当と認めるときは、債務者の住居その他債務者の占有する場所に返還実施者を立ち入らせることができること。
- ⑥ 上記①から⑤までの処分をするに際し、債務者又はその補助者から抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができること。ただし、いかなる場合においても子に対して威力を用いることは許されないこと。また、債務者又はその補助者に対して威力を用いることが子の心身に悪影響を及ぼすおそれがある場合には威力を用いることは許されないこと。

#### (5) 子に対する監護を解くための処分の実施

執行官は、債務者の住居において、子に対する監護を解くための処分を行うものとする。ただし、相当と認めるときは、子が債務者に監護されているその他の場所においても行うことができるものとする。

#### (6) 返還実施者の権限

返還実施者は、子の返還に関し、子が常居所を有していた国に子を返還するために必要な交通機関を子に利用させることその他の必要な行為を行うことができるものとする。〔この場合、必要な限度において、子を宿泊させることができるものとする。〕

〔また、返還実施者は、執行官が(4)の権限を行使するに当たり、その指示に従い、必要な協力を行うものとする。〕

(注) 返還実施者は、その権限を第三者に委任することができないことを前提としている。

#### (7) 外務大臣の援助

執行官及び返還実施者は、(1)①の決定に基づいて執行をするに際し、外務大臣に対して援助を求めることができるものとする。

## (8) 民事訴訟法及び民事執行法の準用

- ① 特別の定めがある場合を除き、執行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定を準用するものとする。
- ② 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第五条、第七条から第十二条まで、第十四条から第十八条まで、第三十八条から第四十二条までの規定は、(1)①の強制執行の手続に関し準用するものとする。

(補足説明)

### 1 子の返還の強制執行（本文(1)）

前回部会において検討した代替執行類似執行は、通常代替執行同様、債権者の申立てがあるときに、執行裁判所が債務者の費用で第三者に債務が目的とする作為をさせることを決定（授權決定）する方法により行うものである（民法第414条第2項参照）。そして、返還実施行為、すなわち、実施者に指定された者が子を監護しながら常居所地国に返還させることの実施行為は、まさに子の返還債務という代替的作為義務の強制的実現そのものであると整理できる。

さらに、返還の実施のためには、解放実施行為、すなわち相手方の監護下から子を解放させる行為の実施が必要となるが、これは、子の返還義務に付随する義務として実施に対して執行を妨害してはならない不作為義務を負う相手方が、その義務に違反する場合に、抵抗を排除する行為であるといえる（民法414条第3項参照）と整理できる。この抵抗排除行為を第三者にさせることは、返還実施部分と合わせて、上記授權決定に含まれるものとする。

### 2 間接強制前置（本文(2)）

(1) 前回の部会において議論したとおり、できる限り任意に近い形での履行を促すために、代替執行類似執行を申し立てるためには、先行して間接強制を申し立てなければならないものとするのが考えられる。この場合、具体的にどのような場合に前置の要件を満たしたものとすることが問題となるが、間接強制の決定（支払予告決定）が出され、強制金の支払義務が生ずれば、強制金を現実に支払わせるに至らなくても、債務者に対する心理的な圧迫は観念でき、任意の履行を促す効果は生じるものといえる。そうであれば、強制金の現実の支払やその後の債務不履行ではなく、間接強制決定の確定を基準に、その後一定の期間を経過すれば代替執行類似執行の申し立てをすることができるものとするのが相当である。そして、一定の期間としては、あくまで代替執行類似執行を申し立てるための要件に過ぎないことから、

あまり長期にするのは相当ではなく、他方で履行を促すのが目的であるから、履行が可能な程度の期間は置く必要がある。そのような観点から、二週間とすることが考えられるがどうか。

なお、間接強制前置とする場合でも、間接強制金の決定を返還命令において行うものとするとも考えられるが、返還命令を発令する裁判所が執行裁判所を兼ねることになり、返還命令の手続が重くなるという問題もあり、相当ではないと思われる。

- (2) 間接強制を前置することについては、部会において、執行段階で更に時間がかかってしまい問題であるとして、反対する意見もあったが、前記のように支払予告決定が確定し、その後限られた期間が経過した後は代替執行類似執行の申立てが可能であるとするならば、間接強制を前置するものとはせず、任意の履行を促すために猶予期間（例えば、子の返還を命ずる決定の確定後1か月）を法定するよりも、任意の履行を促す効果が見込まれ、執行期間が長期にわたる事態は回避されるものと考えられるがどうか。

### 3 実施者の指定

#### (1) 返還実施者の指定（本文(3)①②）

代替執行類似執行においては、相手方の子に対する監護を解かせるという解放実施行為を公的機関である執行官に行わせ、現実に子を監護しながら返還のために必要な交通手段を利用させるという返還実施行為を裁判所が指定する特定の者に行わせることが相当である。そこで、執行裁判所において、返還実施者を指定する手続が必要となるが、返還実施者となるべき者（以下「返還実施者候補者」という。）については、申立人に特定させ、裁判所がその適否を判断するものとするのが相当である。判断にあたっては、当該返還実施者候補者が、我が国において、常居所地国への返還のために、子に対する配慮を十分に行いながら、必要な交通手段を利用し、場合によっては宿泊を伴いつつ、その間子を監護することが可能であるかを、当該候補者と子との関係、従前の関わり方、来日可能性等に照らして判断することになる。

もっとも、返還実施者の適否を裁判所が個別かつ実質的に判断するものとするのは困難であるから、返還実施者を限定し、又はその判断基準について法定するということが考えられるがどうか

この点については、例えば、返還実施行為は、子との良好な人間関係を有する者により実施されるべきであるところ、申立人は子の監護権を有する者であり、通常は、子との間に密接な関係を有しているといえるから、申立人が返還実施者候補者とされている場合には、子

に対する暴行の危険等があるなど子の福祉に著しく反するときや、返還のために来日するのが困難であるときに限って却下することとなると思われ、他方、申立人を返還実施者としてすることが不相当と判断される場合において、申立人以外の者（返還手続の記録上も子との関係性が明らかでない場合が多いものと想定される。）が返還実施者となるべき者として特定されたときは、その者について申立人に準ずる程度に子との関係が密接であり、子の安全な返還を確保できると認められる場合に限って、申立てを認めることができるものとするのが相当とも考えられるがどうか。

#### (2) 解放実施者の指定（本文(3)③）

解放実施行為は、債務者その他の者の抵抗を排除して、債務者の子に対する監護を解く行為であるから、威力を用いることが可能である公的機関が行うものとするのが望ましく、執行官を指定するものとしている。また、現実には解放実施行為の実施そのものは必要がない事案はあり得るとしても、執行官を必ず執行現場に立ち合わせるものとするのが相当であるから、執行裁判所は授權決定時には、必ず執行官を解放実施者として指定しなければならないものとしている。

#### 4 執行官の権限（本文(4)）

本文の(4)においては、解放実施行為を行う執行官の権限について列挙している。まず、解放実施行為は、債務者の子に対する監護を解かせることであるから、債務者及び子に接触し、債務者及び子に状況を説明し、両者に対する説得を行った上で債務者がこれに応じる場合には、債権者による子の返還実施を開始させることができるものとするのが相当である。

また、債務者は、上記説得に必ずしも応じないことも想定されるところ、この場合、債権者による子の返還実施を開始させるため、債務者の抵抗を排除することができるものとするのが相当である。そして、債務者宅で解放実施行為に着手することも多く想定されるところ、債務者が執行に抵抗して債務者宅に立てこもり、子を隠してしまうという事態も想定されるから、執行官の権限として、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、子を捜索することを可能とし、また必要がある場合には戸を解錠することができるようにすることが必要である。さらに、執行官において相当と認めるときは、返還実施者と子や債務者を面会させ、説得等を行わせることが想定されるほか、債務者の抵抗を排除しながら、債務者宅に返還実施者を立ち入らせ、子の返還実施を開始させることも想定されるため、それらの場面に対応した行為ができるものとするのが相当である。

加えて、執行官が解放実施行為の実施に際し、債務者又はその補助者（子を除く。）から抵抗

を受ける場合、その抵抗を排除するためにこれらの者に対して威力を用いることができるものとする必要がある。また、事案によっては、債務者が多数の支援者とともに、相当強度の有形力をもって抵抗するなどの事態が生ずることも考えられるから、民事執行法と同様に警察の援助を求めることができるものとするのが相当である。もっとも、執行官が威力を用いることについては、執行不能の判断を可能にすべく、その限界について規律を設ける必要がある。そこで、子に対して威力を用いることが子の心身に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、債務者又はその補助者に対する威力の行使ができないものとしている。

その他、解放実施行為に際し、執行官が相当と認めるときは、返還実施者と子を面会させ、又は返還実施者と債務者を面会させることができるものとしている。

なお、執行官は、実施場所で子に出会わない場合や、返還実施者が解放実施に協力せず、解放実施を行っても返還実施者の監護を開始することができない場合、あるいは、債務者その他第三者に対する抵抗の排除が子の心身に重大な影響を及ぼすおそれのある場合などには、自己の判断で解放実施行為について執行不能とすることができることを前提にしている。

#### 5 解放実施（本文(5)）

解放実施の場所については、債務者や子のプライバシーを保護し、第三者を巻き込む危険を回避する観点から、原則として債務者の住居で行うものとするのが相当である。もっとも、執行官の判断で相当と認めるときは、住居地でなくても、例えば子が債務者と共に一時的に滞在しているホテルの一室において行うことができるものとするのが相当である。その他、公道や施設等で実施することについても、その場所において債務者が子を監護している状況にあれば、周囲の状況や執行の必要性等を考慮し、執行官が相当と認めるときはこれを認めるのが相当である。そこで、(5)では、債務者の住居以外であっても、執行官が相当と認めるときは、子が債務者に監護されているその他の場所においても行うことができるものとしている。

なお、施設等で行う場合には、立入りのために施設管理者の承諾を要することになり、また、施設の職員等は通常「債務者又はその補助者」には当たらないため、これらの者に対して抵抗排除等の強制力を行使することはできないことになる。

#### 6 返還実施者の権限（本文(6)）

返還実施者は、子の返還を実施するために必要な行為を行う権限を有し、例えば、子に必要な交通機関を利用させ、その間子を監護することができる。

また、飛行機の予定時刻や空港までの距離等によっては、子を宿泊させる必要が生じることと考えられるが、その場合には、必要な限度で子を宿泊させることも必要な行為として行うこ

とができる（法律に明記する必要性については検討を要することから亀甲括弧を付している。）。

なお、返還実施者は、解放実施時に子の監護を開始することになるため、解放実施者である執行官に必要な協力を行うものとするのが考えられ、これについても明文で規定するのが相当であるとも考えられることから亀甲括弧を付している。

#### 7 中央当局の援助（本文(7)）

中央当局の援助については、援助を求めることができるものとし、具体的な援助として補助者に立会い等を依頼することが考えられるが、具体的な在り方はなお検討するものとする。

#### 8 民事訴訟法及び民事執行法の準用（本文(8)）

民事執行法の特例として本手続を定めたものであり、基本的な規律については本法において法定しているが、その他の部分については、民事執行法の総則にあたる部分を準用するものとしている。もっとも、代替執行類似執行と民事執行法との関係については更に整理する必要がある。また、手続については、民事訴訟法を準用するものとしている。

### 3 予防的な措置及び保全処分

#### (1) 出国禁止命令

子の返還の申立てがあった後、子の国外への連れ去りを防止するために、裁判所が申立てを受けて、子を出国させる行為を禁止する命令（「出国禁止命令」という。）を出すことができるものとするについてどのように考えるか。

#### (2) 出国禁止命令の実効性を確保するための手段

上記出国禁止命令の実効性を確保するために、裁判所が中央当局に対して旅券を提出することを命ずること（以下「旅券提出命令」という。）ができるものとするについてどのように考えるか。また、旅券の提出命令の制度を設けずに(1)の出国禁止命令のみ設けることについてどのように考えるか。

#### (3) 他の保全処分の要否

出国禁止命令のほかに、子の返還の申立てがあった後、強制執行を保全し、または子その他の利害関係人の安全を確保するための他の保全処分は設けないことでどうか。

（補足説明）

#### 1 子の出国禁止についての何らかの措置を設ける必要性

現に子を監護している者による子の連れ去りや、子を連れ去られた者による自力救済的な子の連れ去りを防ぎ、子の安全な返還や紛争の友好的解決という条約の目的を実現するため、子を出国させることを禁止する措置を講ずることが考えられる。このような措置を設ける場合は、間接的に子の海外渡航の自由を制限するという面があることから、不当な自由の制約とならないよう、司法審査を経た上、その必要がある場合に必要な限度で発令するものとするのが相当と考えられる（注）。一方で、実効性のない処分を発令することができるものとするには問題があるとも考えられることから、出国禁止の措置を設けるか否かは、2において検討する旅券提出命令の制度と合わせて検討する必要がある。なお、接触の権利の確保という条約の目的を実現するための出国禁止の措置も考えられるが、そのためには相当の期間にわたり面会交流のためにそのような措置を講ずることが必要になるが、そのようなことは子の権利に対する制約が大きく、相当でないといえ当事者同士の自主的な連れ去り予防措置に委ねるほかないと思われる。

（注） 出国禁止命令の制度を設ける場合には、子の返還の申立て後、返還の申立てを受けた裁判所に対して、子の返還の申立人又は相手方が、子を連れ去るおそれのある者（他方の当事者）を命令の相手方として申立てることができるものとするのが考えられる。

## 2 出国禁止命令の実効性を確保するための手段

(1) 出国禁止命令の実効性を確保するため、裁判所が出国禁止命令に付随して子の旅券の提出命令を出すことができるものとするのが考えられる。

この場合、申立人への提出を認めることができないことから、旅券の提出先が問題となる。これについては、そもそも上記出国禁止命令は、中央当局が担うべき子に対して更なる危害の防止（7条第2項b参照）といった条約上の要請を背景に、子の連れ去りを防止するための有効な方法として特別に認める制度である。出国禁止命令の申立人が子の返還の申立人に限られず、相手方が申立人による自力救済的な連れ去りを防止する目的で申し立てることも認めるのは、このような制度理念によるからである。出国禁止命令は、子の出国の自由に対する間接的な制約となり得ることから、判断自体は司法手続の形によるべきである。本制度は、条約第7条第2項bを実現するために設けられるものであることから、旅券の提出先は中央当局とすることが相当である。

これに対し、提出命令を発した裁判所を提出先とし、その裁判所が保管するものとするこ

とも考え得るが、旅券提出命令は、裁判所が子の返還命令の強制執行を保全するためのものではなく、また、裁判所が旅券を差し押さえるものでもない。さらに、文書提出命令と異なり提出物が裁判所の判断のために証拠資料になるものでもなく、また、類似の制度もないため、裁判所による保管にはなじまない（なお、民事執行法上の船舶執行において、執行裁判所が債務者に対し船舶国籍証書の引渡しを命じ、提出を受けて保管するという制度があるが、これは執行機関としての裁判所が、差し押さえた船舶の航行を禁止し、その管理を行うために行うものであって、裁判所の性格も手続も異なるものである。）。

（なお、中央当局への旅券の提出に際しては、命令の名宛人が子の旅券を中央当局に持参する必要があること、また旅券提出命令を発出した裁判所と中央当局とのやりとりが必要となること等につき、今後実務的に調整する必要がある。）

(2) 旅券の提出命令を出した上で、相手方がそれに従わない場合は、過料に処するものとする  
ことが考えられる（民事訴訟法第225条参照）。

(3) 外国旅券については、一部の諸外国において外国旅券提出命令を発令している例がある  
ことも踏まえ、主権免除（国家免除）の原則との関係についてなお整理する必要がある。仮に  
外国旅券の提出命令を出すことに主権免除の原則との関係で一定の制限があるとした場合に、  
外国旅券と日本旅券とで異なる扱いをすることについて問題があるか、検討する必要がある。

(4) 上記のような実効性確保のための手段を設けずに出国禁止命令を出すことができるもの  
とすることも考え得るところ、これについては心理的な抑止効果に期待するということになり、  
制度としての相当性について疑問があるという考え方もあるがどうか。

### 3 子の返還の裁判のための保全処分を併存させる必要性

出国禁止命令以外に、必要となる保全的な処分が考えられるのであれば、なお裁判所による  
保全処分を設ける必要がある（民事保全法が対象とする保全処分は、民事訴訟を本案とするも  
ので、本件の子の返還申立事件はこれにあたらぬから、明文の規定を設けない限り、同法に  
基づき保全処分を発令することはできない。）。このような保全処分を設ける場合、想定される  
処分を類型化し、法律上明記しておく必要があると思われる。

このような保全処分として考えられる例としては、①申立人その他の者に対する、子への付  
きまとい行為の禁止命令、②子の監護者その他の者に対する子の安全を害する一定の行為の禁  
止命令、③住所を変更することの制限又は事前の報告命令が考えられる。もっとも、①につい  
ては、配偶者が暴力を受けるおそれがあるなど一定の場合についてはDV防止法で対応が可能  
である、②については、児童虐待に当たるようなものであれば児童福祉法上の措置で対応する

ことが可能である，③のうち住所変更の規制は，居住移転の自由の制約となるところ，連絡をとることが可能であれば居所の移転自体はそれほど問題ではなく，我が国においては破産者の他には居所制限を置いていないことに照らしても本件で居所制限までする必要があるか疑問である。他方，住所変更の報告は，一般的な裁判手続への協力義務として観念でき，命令を出すこともまで要するものか疑問である。

以上からすれば，出国禁止命令のほかに認めるべき保全処分は想定しがたいため，これを設けないものとするかどうか。